



別紙

令和元年11月19日

岐阜県行政書士会会長 様

中部運輸局自動車交通部長



貨物自動車運送事業法の一部改正に関する説明会の開催について

令和元年11月1日より一部改正施行となりました貨物自動車運送事業法に関し、改正内容及び申請等の手続きに関する事項を内容とする説明会を下記のとおり開催いたします。説明会の出席者は行政書士及び行政書士事務所の実務担当者とさせていただきます。

つきましては貴会会員へ周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日時、場所及び定員

日 時：令和元年12月18日（水）14：00～16：00

場 所：名古屋合同庁舎第一号館（中部運輸局）11階共用大会議室
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1

定 員：150名程度（最大）

2. 次第予定

(1) 開会

(2) 説明会（公示の改正内容、申請にあたっての留意事項）

(3) 質疑応答

(4) 閉会

大変恐縮ですが会場の定員の関係もございますので、貴会にて出席者人数のとりまとめを行い、12月9日（月）までにご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、定員を超過する場合は、人数調整をさせていただきますので予めご了承ください。

連絡先：中部運輸局自動車交通部貨物課

担当：野尻

TEL 052-952-8037

FAX 052-961-0816

令和1年11月25日

会員各位

岐阜県行政書士会
業務部長 鈴木 泰広
運輸交通部会長 今井 雅彦



貨物自動車運送事業法の一部改正に関する説明会の開催について（案内）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、中部運輸局自動車交通部より、別紙のとおり表題の説明会開催のご案内を頂きました。

つきましては、出席希望者を当会でとりまとめ報告したいと存じます。出席を希望される会員の方は、下記に必要事項を記入のうえ、12月2日(月)までに本会事務局 FAX 058-264-9829にてお申込み下さい。

令和1年 月 日

貨物自動車運送事業法の一部改正に関する説明会に参加を申し込みます。

登録番号 _____

_____ 支部 _____ 会員名 _____

事務所 TEL _____

FAX _____